

京都市国民健康保険生活習慣病重症化予防対策事業実施要綱

(目的)

第1条 京都市国民健康保険生活習慣病重症化予防対策事業（以下「事業」という。）は、被保険者の生活習慣病の重症化を予防することにより、健康の保持増進及び将来的な医療費の適正化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、被保険者のうち、特定健康診査の結果又はレセプトデータ等から生活習慣病が重症化する可能性があり、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 血圧、血糖又は血中脂質の検査結果が要医療域に該当する者で、医療機関での受診及び治療の確認ができない者
- (2) 京都市国民健康保険において別に定める慢性腎臓病（CKD）重症化予防基準に該当する者で、医療機関での受診及び治療の確認ができない者
- (3) 糖尿病治療中の者のうちハイリスク者又は糖尿病の治療を中断していると思われる者
- (4) その他保健指導を要すると認められる者

(実施責任者)

第3条 事業の実施の責任者は保健福祉局福祉のまちづくり推進室保険年金課長とする。

(実施担当者)

第4条 事業を実施する者は、保健福祉局福祉のまちづくり推進室に所属する保健師、管理栄養士等とする。

(実施内容)

第5条 次の各号に掲げる保健指導を実施する。

- (1) 受診状況の確認及び受診勧奨
- (2) 生活習慣病の各種疾病への理解や生活習慣改善に関する情報提供等
- (3) その他健康に必要な指導及び啓発

2 保健指導の方法については次の各号に掲げる方法で実施する。

- (1) 受診勧奨文及び生活習慣病の重症化予防に関する資料を郵送
- (2) 訪問及び電話による個別指導
- (3) かかりつけ医等、関係機関との連携

(報告等)

第6条 担当者は、事業終了後、速やかに記録を取りまとめ、保健福祉局福祉のまちづくり推進室保険年金課長に報告する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は保健福祉局福祉のまち

づくり推進室保険年金課長が定める。

附則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。